

11月号 知って守ろう！情報セキュリティ通信 ～情報の発信～

最近誰でも簡単に情報発信ができるようになりました。便利になったからこそ起こった事例を二つ紹介します。



事例1 個人情報からの特定

ある大学生が、自分のバイト先に来店した有名人のことを twitter で投稿しました。このことが反感を買い、2時間ほどで個人を特定されました。



はっきり載せていた個人情報は大学の学部ぐらいでしたが、過去投稿の写真や、アカウント名から名前の推測などを行うことで特定をされてしまいました。

- ・ネット上の発言には十分に気を付けましょう。
- ・写真には思わぬところに特定の手がかりがうつりこんでいます。
- ・SNS上ではもはや匿名ではないと思って利用しましょう。

事例2 著作権侵害

ある中学生が人気漫画を雑誌の発売前に動画投稿サイトに投稿したことで、著作権法違反の疑いで逮捕されました。漫画の著作権者の許可を得ないで、ネット上で読める形で投稿していたことが問題でした。

この場合は有名なものが対象ですが、一般の人のイラスト、写真にも著作権は発生しています。



- ・ネット上の写真、音楽、文章などは著作権で守られていることを注意しましょう。
- ・他人の著作物を、私的範囲を超えて使うときは必ず著作者の許可を取りましょう。
- ・利用規約がある場合は、必ず確認したうえで利用しましょう。



参考サイト

・日本経済新聞

<https://www.nikkei.com/article/DGXNZO09188720U0A610C1CC0000/>

・ITmedia ビジネス

<http://www.itmedia.co.jp/business/articles/1603/07/news011.html>

情報企画室 相談員 梅村 が作成しました

